

平成二十七年三月二十四日受領
答弁第一三三六号

内閣衆質一八九第一三六号

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員中島克仁君提出リニア中央新幹線建設における空港との接続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島克仁君提出リニア中央新幹線建設における空港との接続に関する質問に対する答弁書
一について

国際拠点空港とその最寄りの新幹線駅との間の鉄道アクセスの利便性向上は、観光立国の実現に向けた外国人観光旅客の来訪の促進の観点から、重要であると認識している。

二から四までについて

御指摘の「計画の変更のための指示、発言」及び「路線の変更等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中央新幹線の駅の位置等については、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の建設主体である東海旅客鉄道株式会社がこれを記載した工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされ、これを変更しようとするときも同様とされており、第一義的には同社が判断するべきものであると認識している。

五及び六について

御指摘の「リニア中央新幹線の品川駅と羽田空港とのアクセス」については、現在の鉄道による輸送実績を踏まえれば、輸送力について直ちに増強を図るべき状況にはないと認識しており、現時点において、

御指摘の「大量輸送が可能な新たな交通インフラ整備」について具体的な検討を行っておらず、また、具体的な検討を行う予定はない。

七及び八について

御指摘の「リニア中央新幹線の名古屋駅と中部国際空港とのアクセス」については、現在の鉄道による輸送実績を踏まえれば、輸送力について直ちに増強を図るべき状況にはないと認識しており、現時点において、御指摘の「大量輸送が可能な新たな交通インフラ整備」について具体的な検討を行っておらず、また、具体的な検討を行う予定はない。